札幌学院大学総合研究所法政研究部会規程

平成二二年七月一五日　制定

（目的）

第一条　本規程は、札幌学院大学総合研究所規程第一〇条に基づき、法政研究部会の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第二条　本部会は、法学その他関連諸科学に関する研究の発展とその発表、普及及び会員相互の親睦を図り、併せて会員の研究を促進することを任務とする。

（事業）

第三条　本部会は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事業を行う。

㈠　学術雑誌『札幌学院法学』の編集

㈡　研究会・講演会の開催

㈢　その他本部会の任務を達成するために必要な事項

（組織）

第四条　本部会は、次の者をもって組織する。

㈠　法学部所属の研究所員（通常部会員）

㈡　法学部以外の学部所属の研究所員または名誉教授であって、総会の承認を得た者（特別部会員）

㈢　本部会の趣旨に賛同し、かつ、総会の承認を得た者（客員部会員）

（総会）

第五条　総会は、通常部会員をもって構成する。

二　総会は、本部会の運営に関する重要事項を審議承認する。

三　総会は、部会長がこれを招集する。また、通常部会員の三分の一以上の開催要請があるときは、臨時総会を招集しなければならない。

（役員）

第六条　本部会に、次の役員を置く。

㈠　部会長　一名

㈡　総務幹事　一名

㈢　幹事　若干名

二　部会長は学部長が、総務幹事は研究支援委員が、それぞれ兼ねるものとする。幹事は総会で互選する。

三　役員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

（部会長）

第七条　部会長は、部会を代表し、会務を総括主宰する。

（総務幹事及び幹事）

第八条　総務幹事は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

二　総務幹事及び幹事は、学術雑誌『札幌学院法学』を編集し、その他第三条に定められた事業を行う。

（細則への委任）

第九条　この規程に定めるもののほか、本部会の運営に必要な手続その他の事項については、総会においてこれを定める。

（改廃）

第一〇条　本規程の改正については、通常部会員総数の三分の二以上の者が出席し、その過半数の同意がなければならない。

附　則

この規程は、平成二二年七月一五日から施行し、平成二二年四月一日から適用する。

会員名簿

会長

清水　敏行

家田　愛子

伊藤　雅康

岡田　久美子

小澤　隆司

金山　剛

小杉　伸次

笹川　敏彦

佐々木　健

佐藤　眞紀世

嶋田　佳広

千葉　寛樹

冨高　彩

西尾　敬義

松本　祥志

山下　慎一

総務幹事

神谷　章生

幹事

田處　博之

特別部会員

荘子　邦雄

宇田　一明

鈴木　敬夫

吉川　日出男